

災害時要援護者の登録制度を開始します

問／福祉課 内2654 ☎463-1594 長寿はつらつ課 内2632 ☎463-1951 危機管理課 内2372 ☎463-1788

市では、災害発生時に援助する人がいなく、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）について、登録制度を開始します。登録された情報については、要援護者の皆さんを地域全体で支援するために、事前に消防署、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に提供し、災害時の安否確認や避難支援などに備えます。

災害時要援護者登録制度とは？

災害が発生してから地域の要援護者を把握するのでは、支援活動が遅くなってしまいます。そこで、あらかじめ災害時に支援を必要とする障害者やひとり暮らしの高齢者などの方が、ご自身の情報を市に登録します。市はその情報を地域の関係機関に提供することにより、実際に災害が起きたときに活用していく制度です。

登録の対象者は？

災害時の避難に支援を必要とする在宅の方で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した次の方です。

- ①65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ②要介護認定を受けていて、主治医意見書の認知度がⅣまたはMの方
 - ③要介護認定を受けていて、主治医意見書の寝たきり度がC1またはC2の方
 - ④身体障害者手帳(1～3級、4級の種別が第一種)を所持する方
 - ⑤療育手帳(A、A)を所持する方
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳(1～2級)を所持する方
 - ⑦難病医療費の助成を受けている方
 - ⑧そのほか、特に市長が必要と認めた方
- ※①～③の方は長寿はつらつ課、④～⑦の方は福祉課へお問い合わせください。

登録の方法は？

7月上旬に、上記の登録対象者の方に「朝霞市災害時要援護者名簿登録申込書」および「登録意向確認書」ほか関係書類を郵送でお送りします。必要事項をご記入のうえ、8月2日(月)までに同封の返信用封筒で返信してください。

なお、今後新たに災害時要援護者登録の対象となる障害者の認定、要介護認定などを受けられた方については、随時登録の申し込みを受け付けしますので、福祉課または長寿はつらつ課までお問い合わせください。



登録



災害時要援護者

支え合い



朝霞市

災害時の
支援



地域の関係機関
(民生委員・児童委員、消防団など)

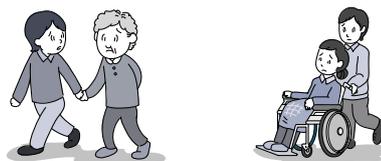
登録者情報
提供

登録情報の提供先は？

登録された情報は、市の関係部局で共有するほか、消防署、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に情報提供されます。

登録にあたっての注意事項

- ①登録情報を提供することについての要援護者の方ご本人の同意が必要です。
- ②登録の申し込みは、個人情報保護の観点から原則として要援護者の方ご本人による申し込みとなりますが、身体状況などで申請できない場合は、代理の方が申請できます。
- ③登録内容の変更や、登録の必要なくなった場合は、市へ届け出てください。



災害は、いつ、どのような形で起きるか予測は困難であり、すべての場合に万全の体制がとれるというものではありません。災害時には各支援機関においても、どのような事態が発生しているかわからず、早急に安否確認などはできない場合があります。登録にあたっては、そのことをご承知おきください。